

平成二十八年一月十二日受領
答 弁 第 二 一 号

内閣衆質一九〇第二号

平成二十八年一月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出消防および警察における多言語対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出消防および警察における多言語対応に関する質問に対する答弁書

一及び三について

一一九番通報については、消防庁が行った平成二十七年四月一日現在の調査によると、全国七百五十の消防本部中、消防指令センターと通訳を交えて三者で通話を行う三者通話等を実施している消防本部の数は百十二、通報時に外国語の定型文による自動音声が行われるシステムの整備を行っている消防本部の数は四百八十七、外国語による通報に対応するためのマニュアルの整備を行っている消防本部の数は百五十八であり、これらの重複分を除くと、外国語による通報に対応するためいずれかの措置を講じている消防本部の数は、五百六十である。

今後とも、外国語による一一九番通報への対応事例について各消防本部に周知する等、各消防本部が外国語による通報に対し適切に対応できるよう努めてまいりたい。

一一〇番通報については、全ての都道府県警察において、外国語による通報に対応するため、通信指令室と通訳を交えて三者で通話を行う三者通話システムを導入しているほか、通信指令室に外国語に通じた警察官を配置するなどの対応を行っている例もある。

今後とも、通訳体制の一層の強化を図るための各都道府県警察への指導等を通じ、外国語による一一〇番通報に対し適切に対応できるよう努めてまいりたい。

二について

御指摘のような事例については、外国人観光客が多いといった各消防本部の実情に応じて適切な対応がとられているものと認識している。

四について

警察においては、日本語による意思疎通が困難な方が交番に来訪した場合、電話を通じて通訳を介したり、簡易な絵を指差して意思を伝達することができる表示板等を利用したりすること等により意思疎通を図っている。